

補助金の対象経費について

地域輸出グループ海外展開支援補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日定め）別表に定める補助対象経費の内容は次のとおりとし、領収書等の証拠書類によって金額や支出が適正であると確認できるものとする。

なお、振込手数料、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

①出展料

- ・会場借上料 見本市等の主催者が定めた小間代・参加費、プロモーション活動等に要する会場の借上に要する経費（但し、県が出展する国際見本市等へ出展し、県が費用等を負担した小間を利用する場合は補助対象経費とならない）。
- ・什器使用料 会場で使用する什器等のレンタルに要する経費

②旅費

補助対象人数は、一つの出張について原則 1 社 1 名とする。また、旅程に補助対象外事業が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分する（バイヤー等の招へいに係る特別旅費も対象とし、その場合は招へい人数及び下記に記載する宿泊費に上限を定めない）。

- ・交通費 バス等の公共交通機関利用における運賃及び航空運賃（エコノミークラスに限る）。ただし、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとする。
- ・宿泊費 商談会等開始日前日から終了日までの宿泊費。ただし、下表の額を上限とする。

	地域区分 (※ 地域区分 2～4 に、地域区分 1 は含まれない。)		対象宿泊費 上限額
海外	1	シンガポール、ロサンゼルス、サンフランシスコ、 ニューヨーク、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、 モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、 リヤド、アビジャン	16,100 円
	2	アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、 アイルランド、イタリア、スペイン、ポルトガル、 トルコ、ギリシャ、スウェーデン、ベルギー、 フィンランド、ノルウェー、グアム、スイス、オランダ、 オーストリア、デンマーク	13,400 円
	3	大韓民国、香港、インドネシア、マレーシア、タイ、 マーシャル諸島、ロシア、ルーマニア、ポーランド、 オーストラリア、ニュージーランド ほか	10,800 円
	4	中華人民共和国、台湾、インド、南アメリカ大陸、 アフリカ大陸 ほか	9,700 円
国内	5	東京都(特別区)、福岡県(福岡市)、千葉県(千葉市)、 大阪府(大阪市、堺市)、愛知県(名古屋市)ほか	10,900 円
	6	上記 5 以外	9,800 円

- ③ 需用費
見本市等出展の際に必要なサンプル品、消耗品等に要する経費
- ④ 装飾費
・会場整備費 展示の際に必要な装飾に要する経費
- ⑤ 役務費
・通訳費 補助事業の遂行に必要な現地通訳に要する経費
・補助員費 補助事業の遂行に必要な補助員に要する経費
・デザイン費 商品デザインに関する経費
・バス借り上げ費 バイヤー招へい等の際のバス借り上げに要する経費
・HP作成費 海外向けホームページ作成に要する経費
・広報誌掲載費 海外向け広報誌への記事掲載に要する経費
- ⑤ 使用賃借費
・会場使用費 商談会等での会場使用に要する経費
- ⑦ 輸送費
サンプル品、パンフレット等の輸送に要する経費。ただし、販売用商品の輸送に要する費用を除く。
- ⑧ 謝金
・謝金 プロモーション活動等における謝金に要する経費
- ⑨ 成分分析費
成分分析に要する経費
- ⑩ ラベル作成費
海外向けラベル作成に要する経費。
- ⑪ 認証等取得費
・国際認証取得費 国際認証の取得申請等に要する経費
・商標等権利取得費 外国での商標等の権利の取得申請等に要する経費
- ⑫ 印刷製本費
・パンフレット制作費 海外向けパンフレット作成に要する経費